

障害者施策の推進に向けた提言

平成29年5月25日

山梨県障害者自立支援協議会

山梨県障害者自立支援協議会では、年4回の全体協議会の他、所掌する事項を課題別に検討するため、関係機関等から構成する5つの専門部会を開催し、本県における障害者を取り巻く課題及び今後必要となる対応策を協議し、検討を行った。

この結果を受け、以下について、障害者施策の推進のため施策推進協議会に提言する。

1 相談支援・人材育成について

（基幹相談支援センターの設置）

身体障害、知的障害及び精神障害に加え、難病など障害者のニーズの多様化により、一般的な相談支援では対応困難となっているケースが発生している。

高度で専門的な相談支援を実施するためには、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門家を適切に配置するとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターの設置を進める必要がある。

現在、本県では27市町村のうち16市町村において基幹相談支援センターが設置されているが、当協議会では、基幹相談支援センターが現在未設置である富士・東部圏域のうち東部地区、峡南圏域に対し、設置を働きかけていく。

（人材育成の必要性）

障害福祉サービス事業の従事者や相談を担う人材である、相談支援従事者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者は選任要件として法で定める研修の受講が必須となっている。しかし、多様化するサービスの需要に対して研修の機会が十分ではない。

更に、重度訪問介護や行動援護、同行援護など高い専門性が必要とされるサービスの提供にあたり、サービスを担う従事者の養成が急務となっている。

障害福祉サービス従事者の確保・定着のためには初任者の段階から事業所の管理者となるポジションまで一貫した研修体制の確保が必要となることから、障害福祉サービス従事者のキャリアパス研修システムの導入など、就業・経験年数に応じた人材育成の検討を進めていく。

更に、障害児者のニーズが高い重度訪問介護、行動援護、同行援護などの専門性が高い研修体制について、本県内での実施体制の検討を進めていく。

2 地域移行について

（長期入院精神障害者、施設入所者の地域移行）

長期入院精神障害者の地域移行を進めるためには、自治体を含めた地域精神保健医療福祉の一体的な取り組みの推進に加え、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的な社会を構築し、施設入所者の地域移行を推進

していく必要がある。

今後、精神障害者に対応した地域包括ケアシステム（ ）の構築のため、国の第5期障害福祉計画の基本指針では、圏域ごとに医療機関、地域援助事業者、市町村による協議の場を平成32年度末までに設置することが示されている。

当協議会では、協議の場の設置に向け適切な関与を行うとともに、相談支援事業所による相談支援の周知等、市町村等への働きかけを行っていく。

精神障害者に対応した地域包括ケアシステム：県・圏域・市町村等ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じた医療機関・事業者・市町村等との連携により構築された支援体制。

3 障害者差別解消について

（障害者に対する差別等について）

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）及び「山梨県障害者幸住条例」においては、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することが定められているが、未だ障害者に対する不当な差別や偏見など、社会的障壁が存在し、それを取り除く配慮が必要である。

（意思決定支援について）

障害者の日常的、又は重大な選択にかかる意思決定支援については、本人の状態や、本人を取り巻く環境により、様々な対応が求められるため、その在り方の検討が必要である。

このため、意思決定支援事例を評価分析し、具体的施策にどう活かして行くか検討することが必要である。

4 医療的ケアを要する重症心身障害児への支援について

（支援体制の充実）

多くの対象児が家族の介護に依存し、介護者の高齢化も進行している中、医療的ケアを提供可能な人材や受入施設が少ないため、医療的ケア児童及び介護者へのケアが充分ではない中、支援体制の充実が喫緊の課題となっている。

当協議会では、児童福祉法等の改正を踏まえ、平成30年度末までに設置が義務付けられた医療的ケア児関係機関の協議の場において、地域、利用者、専門的見地等様々な方向から検討し、提案していく。

また、協議の場においては、受入施設・人材の増加に繋げるため、看護師、医療的ケアが可能な障害福祉サービスの従事者、専門知識のある相談支援に従事する人材の

確保が必要となることから、人材育成のための研修計画策定の働きかけについて、専門的立場から検討し、提案する。

医療的ケア児：集中治療室に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろうなどを使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児

5 就労支援について

障害者の就労支援は、企業等への就職を目指す一般就労と企業等で働くことが困難な障害者が障害福祉施設等で働く場を得る福祉就労の双方の課題に因應するため、福祉から一般就労への移行や、福祉就労において得られる工賃向上について推進していく必要がある。

（一般就労の促進）

就労移行支援事業所のうち大半が就労継続支援 B 型、生活介護事業所を併設した多機能事業所であり、他の事業と兼務をしている実態から専門性の担保が難しい現状がある。

まず必要なのは、実際に利用者を就職に結び付ける職業指導員の資質の向上であり、研修の場の確保を図る必要がある。

就労移行支援事業所の利用者のうち、近年増加している精神・発達に障害がある利用者に対し、いったん就職したとしても職場になじめず離職するケースが見られることから、平成 30 年度から新たな制度として発足する就労定着支援事業所の整備に向けた本県におけるスキームを検討する必要がある。

（福祉就労の促進）

工賃の向上を図るためには、従来の内職的な業務にとらわれず、事業所自らが新たな職域を開拓していくなど利用者の働く場の確保がまず必要である。平成 26 年度に設置された共同受注窓口の活用や平成 28 年度からスタートした農福連携障害者就労促進事業を各圏域の障害者就労支援施設に普及させていく必要がある。

山梨県障害者自立支援協議会の概要

設 置	平成19年2月
目 的	障害のある人が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができる社会の構築を目的として、そのために必要な相談支援体制の整備方策等について、幅広く協議する。
委員構成	関係機関及び関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（20名） 座長 竹端 寛（山梨学院大学法学部政治行政学科教授）
部会構成	<ul style="list-style-type: none">・相談支援・人材育成部会・地域移行部会・権利擁護部会・医療的ケア部会・就労支援部会